

退職金請求書類は、最寄りの都道府県支部へ「持参」または、[郵便局の窓口から「簡易書留」で郵送](#)してください。

(注意)普通郵便で送られた場合、書類の遺失などの事故の責任は負いかねますのでご了承ください。

退職金請求に必要な書類

① 退職金請求書

② 共済手帳

紛失の場合は、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」を提出してください。
「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」は、建退共HPでダウンロードできます。

③ 請求する人のマイナンバー入り住民票（原本）

マイナンバー(個人番号)の表示を申し出て、住民票の交付を受けてください。
発行から3ヶ月以内の原本。コピーしたものや切り離しは無効です。
世帯全員が記載された住民票でなく、請求する人のみ記載された住民票抄本をご用意ください。

④ 請求する人の身元確認書類（→14ページ参照）のコピーを1点提出してください。 (身元確認書類の例)

運転免許証（両面）

※有効期限内のもの



在留カード（両面）

※有効期限内のもの



健康保険被保険者証

（氏名・生年月日が記載されている面）

※有効期限内のもの



コピーした書類内の健康保険被保険者証の

- ・保険者番号
 - ・被保険者記号、番号
 - ・QRコード（記載がない保険証もあります）
- は、読み取れないようにマスキングしてください。

パスポート

（顔写真・住所の見開き）

※有効期限内のもの



2020年2月4日以降に申請がされたパスポートには、
所持人記入欄（住所記載欄）がないため、
本人確認書類として受け付けることはできません。

⑤ 請求する人の名義の預貯金通帳、またはキャッシュカードのコピー

紙の通帳が発行されない口座の場合は、金融機関名、支店名(取引店名)、口座名義人、
普通預金口座番号が確認できるWEB口座の画面を印刷したものをご用意ください。

⑥ 「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」

～～

⑦ 「退職金請求事由発生年月日」と同年に他から退職手当等の支払を受けた人は、 支払いを受けた退職金の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のコピーを提出。

④、⑤の各種書類のコピーは、A4サイズの紙でコピーしてご提出をお願いします。